

(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業 入札説明書に対する質問・回答(第2回)

| No | 該当箇所 | | | | | | 内容 | 回答 | |
|----|------|----|----|---|-----|---|---------------|--|---|
| | 資料名 | 頁 | 大 | 中 | 小 | 他 | | | 項目 |
| 1 | 本編 | 3 | 第2 | 1 | (1) | | ②事業範囲 | 周辺道路予定地の整備事業が本事業ですが、道路の下部には水道、下水道、ガス、電気、電話等のインフラの整備、埋設はないものと考えてよろしいでしょうか。本事業内の内容がありましたら、詳細を提示願います。 | 将来道路予定地の暫定整備(仮設排水等)を除き、お見込みのとおりです。 |
| 2 | 本編 | 8 | 第3 | 3 | (2) | ケ | 応募者の参加資格要件 | 「最近1年間の法人税、消費税(地方消費税を含む。)、事業税、法人市民税、固定資産税を滞納していないこと」とあり、様式集P1提出書類一覧に「納税証明書(法人税、消費税、法人府民税、法人事業税)」との記載があります。以下ご教示願います。 ・法人市民税でしょうか、法人府民税でしょうか。 ・固定資産税についても証明書が必要でしょうか。また必要な場合、大阪のものでしょうか、本店所在地のものでしょうか。 ・法人事業税とは、大阪府のものでしょうか、本社の所在地のものでしょうか。 | 法人市民税、法人都道府県民税及び法人事業税については、本店所在地のものを提出してください。 固定資産税についての証明書の提出は不要とします。 |
| 3 | 本編 | 9 | 第3 | 3 | (3) | | 学校施設の設計業務を行う者 | 学校施設の設計業務を行う者の実績につきましては、以下の設計実績でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。 ① 設計JVでの実績② 幼稚園、専門学校の実績③ 増築での実績 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 本編 | 9 | 第3 | 3 | (3) | | 学校施設の建設業務を行う者 | SPCへの出資の有無を問わず、SPCから工事請負業者に本体工事、外構工事、解体工事を分けて 発注することはお認めいただけるのでしょうか。お認めいただける場合、それぞれ、入札説明書に記載の参加資格要件を満たす必要はあるのでしょうか。【例】「本体工事及び解体工事は建設A+B社JV(Sp)A社は最新の建築一式の総合評価が1,400点以上、SbのB社は700点以上、実績要件はA社が満たし、A社とB社はSPCに出資)が請負う、外構工事はC社(C社は同評価が700点以上、SPCに出資するが、実績要件を有していない)が請負う」という形態はお認めいただけますか。 | 学校施設の建設業務について、SPCから分離発注することは認めません。協力企業が行う場合には、参加資格要件を満たしてください。 |
| 5 | 本編 | 9 | 第3 | 3 | (3) | | 学校施設の建設業務を行う者 | 学校施設の建設業務について、③ーア、イ、ウの各要件を持たすのは、建築業務を行う者であると理解しており、建築工事以外の工事をSPCより直接請け負う、または受託する者(電気設備、機械設備、備品、その他)については、③ーア、イ、ウの各要件を持たす必要がないと理解しますが、よろしいでしょうか。 | 質問No.4をご参照ください。 |
| 6 | 本編 | 12 | 第3 | 4 | (2) | | 入札予定価格 | 「平成23年度末に市から一括で支払う予定の1,092,000千円が含まれる。」との記載がありますが、一括で支払う額のうち、学校施設整備費に充当される分と、解体撤去費に充当される分それぞれの金額をご教示願います。 | 一括で支払う額には、解体撤去費は含まれていません。 |
| 7 | 本編 | 12 | 第3 | 4 | (2) | | 入札予定価格 | 先日(9/1)の質問・回答において、入札説明書No42、特定事業契約書(案)NO177により、国庫補助等の内容により増額となる可能性があるとのことですが、提案者側で想定した増額分について、収支計算書に盛り込んで提案してもよろしいでしょうか。 | 提案者側で増額を想定する場合には、増額を前提としない収支計算書に加えて、増額を前提とした収支計算書も提出してください。 |
| 8 | 本編 | 13 | 第3 | 4 | (4) | | 入札保証金 | 構成企業の1社でも、門真市契約及び財産に関する規則(昭和39年規則第7号)各号のいずれか、具体的には、「(3)の市の有資格者名簿に登録されているとき」に該当すれば、入札保証金は免除されるとの理解で宜しいでしょうか。また、入札保証金の免除を申請する書類がありませんが、不要との理解で宜しいでしょうか。 | 前段についてはお見込みのとおりです。 後段については、様式40を追加します。 |
| 9 | 本編 | 13 | 第3 | 4 | (4) | | 入札保証金 | 9月1日公表の入札説明書に対する質問・回答No.50に、「構成企業が、～入札保証金が免除となります。」とあります。構成企業のうちいずれか1社が門真市契約及び財産に関する規則第7条各号のいずれかに該当していれば入札保証金が免除されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。 | お見込みのとおりです。 |

(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業 入札説明書に対する質問・回答(第2回)

| No | 該当箇所 | | | | | | 項目 | 内容 | 回答 |
|----|------|----|----|---|-----|---|------------|---|--|
| | 資料名 | 頁 | 大 | 中 | 小 | 他 | | | |
| 10 | 本編 | 13 | 第3 | 4 | (4) | | 入札保証金 | 先般の質疑回答(入札説明書に対する質問・回答 No.50)において、構成企業が門真市契約及び財産に関する規則第7号各号のいずれかに該当する場合、免除となる旨の回答がございますが、入札説明書第3 3 (3)に記載のある業務を担う構成企業以外(例えば、ファイナンシャル・アドバイザー)は対象外との認識で問題ないでしょうか。 | 入札説明書第3 3 (3)に記載のある業務を行う構成企業以外の協力企業が、門真市契約及び財産に関する規則第7号各号のいずれかに該当する場合も入札保証金は免除となります。 |
| 11 | 本編 | 13 | 第3 | 4 | (4) | | 入札保証金 | 入札保証金の納付について、「門真市契約及び財産に関する規則第7条各号に該当するときは、納付は免除とありますが、第7条3号記載の有資格者名簿登録の有無を証明できる証明書を事前に頂くことは、可能でしょうか。 | 事前に証明書等は発行いたしません。 |
| 12 | 本編 | 21 | | | | | 事業者の地位の譲渡等 | 貴市の事前承認を必要とする地位及び権利義務を譲渡、担保提供は事業契約に関するものという理解でよろしいでしょうか。 | お示しの事業契約に関するものを含め、本事業に関するものすべてを含みます。 |